

学校法人青葉学園東京医療保健大学との取引に係る遵守事項等について
(方針及び概要)

平成 30 年 4 月 1 日
研究協力部

【方針】

学校法人青葉学園東京医療保健大学(以下「本学」という。)では、適正な大学運営を行うべく、大学の諸活動における法令遵守(コンプライアンス)を徹底してきました。

特に、公的研究費の取扱い及び不正使用防止については、鋭意啓発活動の充実に努めてきたところです。

一方、昨今依然として全国の研究機関における公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題として大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定)が、平成 26 年 2 月 18 日付で改正され公表されました。

本学では、当該ガイドラインの改正を受け「東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を平成 26 年 4 月 23 日付で制定したところです。

また、その取り組みの一環として、構成員と取引業者の関係が緊密な状況で不正な取引が発生しやすいことに鑑み、癒着防止に係る更なる対策を講じるため、本学との取引に係る遵守事項を定めるとともに、本学との間に一定の取引実績がある業者から誓約書を徴取することとしました。

【概要】

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- ・東京医療保健大学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- ・東京医療保健大学内部監査、その他調査等において、本学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・不正が認められた場合は、東京医療保健大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・東京医療保健大学構成員(役職員、その他学生等を含む関連する者)から架空発注による預け金等の不正な行為の依頼等があった場合には、研究費の不正使用に関する通報窓口(研究協力部)に連絡すること。
- ・その他、東京医療保健大学との取引に係り疑義が生じた場合には、担当部署(研究協力部)に相談すること。

2. 本学との取引に関する諸規則等の重要情報について

本学との取引に関する諸規則等の重要情報については、本学ホームページで公開しているので、併せてご確認願います。

<http://www.thcu.ac.jp/>

3. 誓約書について

① 誓約書の提出を求める対象業者について

本学と一定の取引実績がある業者(年間の取引件数が10件以上かつ年間の取引金額が100万円以上の業者)。ただし、次の者を除く。

- a)国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b)学校法人
- c)国際組織、外国企業等
- d)電気・ガス・水道・電話・郵便業者等
- e)弁護士・特許・税理士事務所等
- f)商取引の相手方ではない個人
- g)その他、本件対象になじまない業種等

② 誓約書の内容等について

- ・別添様式のとおり

③ 誓約書の提出方法、提出先

【提出方法】

持参、もしくは郵送にて提出願います。

【提出先】

〒141-8648 東京都品川区東五反田 4-1-17

学校法人青葉学園東京医療保健大学 研究協力部

④ その他

上記により、誓約書の提出を求める対象業者になったにも拘らず、誓約書を提出いただけない場合は、以後の取引を行わないことがあります。

4. 本件に関する連絡先

【取引に係る遵守事項及び誓約書の徴取等に関すること】

学校法人青葉学園東京医療保健大学研究協力部

- ・ E メール : kenkyo@thcu.ac.jp
- ・ TEL : (03)5421-7655

【公的研究費の不正使用に関する通報窓口】

学校法人青葉学園東京医療保健大学研究協力部

- ・ E メール : kenkyo@thcu.ac.jp
- ・ TEL : (03)5421-7655

誓約書

当社(当法人)は、学校法人青葉学園東京医療保健大学（以下「東京医療保健大学」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 東京医療保健大学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 東京医療保健大学内部監査、その他調査等において、東京医療保健大学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、東京医療保健大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 東京医療保健大学構成員（教職員、その他学生等を含む関連する者）から架空発注による預け金等の不正な行為の依頼等があった場合には、研究費の不正使用に関する通報窓口（研究協力部）に連絡すること。
5. その他、東京医療保健大学との取引に係る疑義が生じた場合には、担当部署(研究協力部)に相談すること。

年 月 日

(所在地)

(社名または法人名)

(代表者職名・氏名)

印